

財務省告示第三百七十九号
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
 により平成十七年八月十九日に買入消却した国債
 の名称等を別表のとおり告示する。

平成十七年十月七日

財務大臣 谷垣 禎一

（別表）

合 計	〃	〃	利付国債 （十庫券）	国債の名称
	第二百七回	第二百七回	第二百三回	記号
三千億円	三百億円	二百億円	二千五百億円	総額面金額の
	厘百二円三銭三	厘百二円二銭九	銭百四円三十九厘	円額面金額の 買入当たりの 価格の百